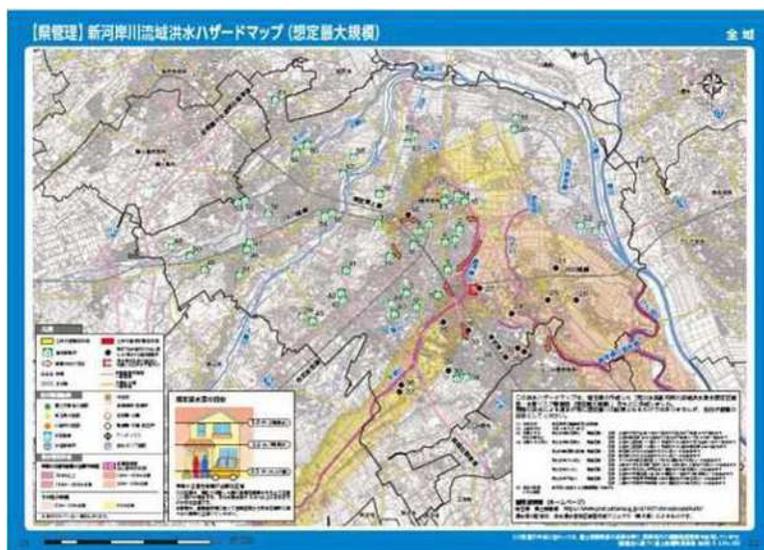


昨年度までの経緯・背景

- 令和2年5月、県が管理する河川について、新たな洪水浸水想定区域図等が公表された。
- 県管理河川の洪水ハザードマップを作成・更新する準備を始める。

実施内容・今年度の実施状況

- 県管理河川の洪水ハザードマップのデータを更新し、令和3年5月、市ホームページ及び小江戸川越マップにて公開した。
- 令和3年7月、県管理河川の洪水ハザードマップ（全域図）を各戸配布した。



今後の予定

- 現行の水害ハザードマップの更新を行う。

◇マイ・タイムラインの市報同時全戸配布

実施内容

- 熊谷市自治会連合会が、災害に備えてマイ・タイムライン(避難予定表)記入用紙を作成し、くまがや市報8月号と同時に全戸配布しました。

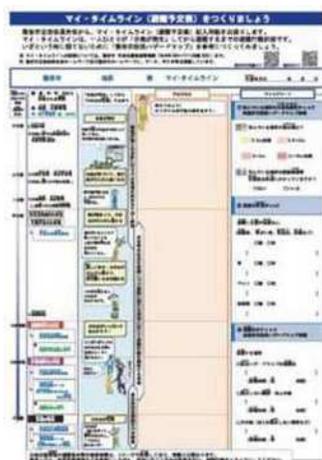
配布枚数

- 約7万枚

◇熊谷市自治会連合会HPにマイ・タイムラインを掲載

実施内容

- 熊谷市自治会連合会のホームページに、マイ・タイムライン(避難予定表)を掲載して周知を図りました。



マイ・タイムライン(避難予定表)



熊谷市自治会連合会HP

◇災害対策情報収集室の設置、加須市防災アプリの提供【加須市】

令和元年東日本台風の際に課題であった、災害対策本部への情報伝達対策として、迅速に的確な情報を収集する「災害対策情報収集室」を設置し、訓練を実施した。

また、市民向けに加須市防災アプリを提供し、ハザードマップや避難場所の開設情報を迅速に提供できるようにした。

情報収集室の概要



加須市防災アプリの概要

簡単！スマホで始める防災対策

加須市 防災アプリ

配信スタート!

無料

加須市の防災情報を集約したスマートフォン用アプリの配信を開始しました。

お知らせ
 避難情報など、防災行政無線が配信されたことを音声付きのプッシュ通知で受け取ることができます。放送内容は、文字と音声で確認できます。

災害体験AR
 河川が決壊したときの現在位置の最大洪水想定を、アニメーションで表示します。

防災地図
 ハザードマップや避難場所の開設状況が確認できます。また、道路冠水などによる通行止めの情報なども表示されます。さらに、AR表示で最寄りの避難場所の方向や距離が確認できます。

アプリを利用できない方は…
 『かぞホットメール』のご利用を避難情報や防災行政無線の放送内容をメールで確認できます。登録用メールアドレス (kazo.anzen2@mpme.jp) またはQRコードを読み取り、空メールを送信することで登録できます。

◇大雨等に備え、水門の開閉状態（開度）をデータ送信するシステムを試験設置経緯

- 浸水被害を軽減するため、水門の開閉状態を自動検知・送信して情報共有を図り、迅速な水防対応に資する仕組みを開発するため、装置を試験的に設置した。水門操作が利水・治水目的で複数名に及ぶ場合に、直近の開閉状況を確認して被害を予防する仕組みがないか市が考案し、事業者が研究開発するに至った事例。
- 経過
令和2年8月 設置位置立会い
令和2年11月 製作、取付（加須市礼羽地内 1箇所）
令和3年4月1日 試験開始（～令和3年11月30日）
- 協力事業者 岩崎電気株式会社新技術開発部（埼玉県行田市）

実施内容

- 水門にワイヤー式変位計を取付け、センサーがワイヤー長を定時計測し、状態変化を検知した場合に、開度情報がメール送信される。（休日前日の定時送信も実施）

実施効果

- 令和3年度は、閉門時に豪雨が予想されて対応するといった気象ケースがなかったが、令和4年度も附帯装置の試験も兼ねて試験を継続する予定である。



昨年度までの経緯・背景

- 従前から洪水ハザードマップと内水氾濫ハザードマップが別々に存在していたが、令和元年度に整理を行い、統一することとした。
- 令和2年度に水防法に基づき、埼玉県が洪水浸水想定区域を改めて指定したことから、洪水・内水氾濫ハザードマップへと修正し、3月に全戸配布及び市ホームページへ掲載した。

実施内容・今年度の実施状況

- 自治会、ケアマネジャー、PTAなどを対象に洪水・内水氾濫ハザードマップに関する内容（指定避難所と指定緊急避難場所の違い、洪水と内水の違い、想定される水深の高さ、避難情報の種類や収集方法など）の出前講座を実施。

実施効果（特に令和元年東日本台風にかかわるもの）

- 令和元年東日本台風による浸水実績箇所の追加



昨年度までの経緯・背景

- 自主防災組織をはじめ市民からの依頼により防災出前講座を実施
- マイ・タイムライン作成に関する講習会を市職員が受講し、出前講座にメニューを追加

今年度の実施状況

- 自主防災組織に対し防災出前講座を実施したほか、洪水浸水区域にお住まいの方に対してマイ・タイムライン作成の出前講座を実施
- 災害に備える意識を持ち、災害時に適切な行動を取るきっかけづくりとしてもらうため、小中学校に対し防災全般の授業、避難所体験授業を実施
 - ・ 実施校数 小学校：4校 中学校：1校
 - ・ 防災全般の授業：令和元年東日本台風を中心とした過去に発生した自然災害の紹介、災害の備えについて、マイ・タイムラインの作成について
 - ・ 避難所体験授業：避難所の概要を説明、体育館での避難所における受付や各スペースの体験、資機材を紹介し実際に体験・使用してもらう



防災全般の授業



避難所体験授業（段ボールベッド等）



避難所体験授業（防災倉庫見学）

◇ 土のうステーションの管理と周知

昨年度までの経緯・背景

○令和元年東日本台風により、市内の多く箇所で道路冠水が発生し宅内への浸水被害の危険が発生した。このような災害時は、重要水防箇所の確認や道路冠水箇所の通行規制などの作業により、市民からの要望にすべて対応することが難しい。そこで平成27年度より、土のうステーションと呼ばれる土のう置場を設置し、市民自ら土のうを配置し宅内への浸水を未然に防いでいる。

現在、市内の浸水被害が予測される地域を中心に12カ所設置済みである。

実施状況

- 市管理の資材置場にて2000袋の土のうをストック
- 出水期を中心に1週間に1回程度の巡回
- 適宜、土のうの補充や周囲環境の維持管理を実施
- 広報紙やHPなどで市民への周知を実施
- 年間で400袋程度の利用が見込まれた

実施効果

- 大雨時、職員の優先作業の遂行、作業負担の軽減
- 事前に土のうを配備することで浸水被害の軽減
- 市民が主体的に行動する意識の醸成を促す



令和3年度鴻巣市総合防災訓練（図上訓練）

昨年度までの経緯・背景

- 令和元年東日本台風では、避難所26箇所を開設し、避難者は2,650人となった。
- 避難情報の発令のタイミングや周知方法について課題が残った。

実施内容・今年度の実施状況

- 令和元年東日本台風と同程度の台風を想定し、台風接近から通過翌日までの工程を4つのフェーズに分割し、災害対策本部会議形式の図上訓練を実施。
- 事前に災害シナリオを各部に提供し、水害タイムライン及び地域防災計画に基づき、対応を検討。

実施効果（特に令和元年東日本台風にかかわるもの）

- 台風が接近前から通過後までの対応を検討することで、災害が発生した際に何をすべきか確認することができた。



災害対策本部による図上訓練の様子

実施した内容を記載

避難所開設において、1 必ずしも開設の動きが具体的に記述されていない 2 実際に現場で開設作業を行う際に必要な情報を参照することが難しい 3 複数人での分散作業がしづらい 4 事前の知識が無い人にはマニュアルの活用が難しい 5 必要な資器材や様式、掲示物が整理されていないという課題がある。

この課題を解消するために、避難所開設に必要な活動の手順書と、使用する様式等を、活動事にファイルケースに整理した避難所開設キットを導入した。

導入の利点として、①現場に居合わせた人でも開設作業が可能になる、②避難所開設作業が具体化・統一化されることで作業の漏れをなくすることができる、③各避難所での訓練ツールとして活用することで、自主防災会や職員のスキルアップにつながるほか、自主防災会の主体的な避難所運営を促すことができる、といったものが挙げられる。



避難所開設キット



避難所開設キットを使った訓練

①避難訓練への地域住民の参加促進【取組18】

志木市

◇福祉センター福祉避難所開設・運営訓練【市職員・施設職員・要配慮者】

背景

- 出水期を迎えるにあたり、公共施設における福祉避難所の開設・運営について、万全を期すとともに、コロナ禍の状況下における避難所職員のスキルアップを図ることを目的に実施。
- 要配慮者が避難者として参加をすることにより、福祉避難所の体制整備を行えた。

実施状況・効果

- 市職員・施設職員・要配慮者3者による訓練の実施
- 本市で今年度導入したタブレットを活用し、聴覚障がい者に対するオンライン受付の検証
- 要配慮者からのアンケートを基に福祉避難所を対象として、ダンボールベッド等の配備を予定

訓練内容

- 福祉専門職の説明による要配慮者誘導訓練
説明を基に、避難所職員が車椅子の要配慮者を対象に搬送をする訓練を行った
- 聴覚障がい者を対象にオンライン受付訓練
避難所と手話通訳者間を繋ぎ、避難所職員の声を手話通訳者が手話で聴覚障がい者へ伝達



オンライン受付の様子



要配慮者の搬送の様子

事業の背景・目的

災害発生時等に自主防災組織等に対して避難情報や避難所開設情報等を発信し、地域住民の避難行動につなげるため、新たな情報伝達手段として、固定電話や携帯電話に一斉配信するシステムを導入した。

固定電話や携帯電話の番号を事前に登録することで、自主防災組織等に対して一斉かつ確実に情報を伝達し、住民の迅速な避難誘導を図る。

今年度の実施状況・実施効果

- 自主防災組織に対して情報伝達テストを実施した。
- 令和元年東日本台風の際には各自主防災組織に電話連絡を実施していたが、システムの導入により、迅速な情報発信が可能となった。



◇作成例

昨年度までの経緯・背景

- 令和元年台風19号の課題点を踏まえ、避難所の開設から運営までのマニュアルや、避難所開設に必要な備品を一つのクリアケースにまとめた「避難所開設キット」を作成した
- 新型コロナウイルス感染症対策として、段ボールパーテーションや間仕切りテント等を導入した

実施内容・今年度の実施状況

- 危機管理課職員から地域対策本部職員を対象に、避難所開設キットの使い方や段ボールパーテーション、間仕切りテント等の組み立て方を指導した
- それらを実際の避難所開設を想定して訓練を行った

実施効果

- 避難所開設キットを用いた避難所開設の方法や、新型コロナウイルス感染症対策用物品の使用方法について共有することができた



避難所開設キット



班長講習会



避難所開設訓練

【目的】

日常的には水害への意識を高めるとともに、発災時には安全かつスムーズな避難行動に繋げ、被害を最小限に留めることを目的としています。

【設置場所】

- ①電柱 103か所
- ②小・中学校の壁面 27か所

【小・中学校の壁面看板】

防災教育での活用を目的に、小・中学校に取り付けた看板には、過去に三郷市に大きな被害を及ぼしたカスリーン台風に関する説明を記載しています。



◇吉川市減災プロジェクト【吉川市・各自治会・各自主防災組織・災害時応援協定団体等】

今までの経緯・背景

- 吉川市では災害時における住民との協力体制の確立に重点を置いた実践的な訓練を実施するため、「自助・共助」をテーマに、減災意識、地域コミュニティによる減災力の向上を図ることを目的として、減災プロジェクトを開催しております。
- 令和元年度に開催されたプロジェクトにおいては、自治会・自主防災組織をはじめ、災害時応援協定団体や埼玉県防災航空隊、吉川警察、吉川松伏消防組合等、様々な公的機関を交えて訓練を実施した。

今年度の実施状況

- コロナ禍における避難所開設運営訓練を実施
- 対象会場：2箇所
- 対象自治会：17自治会

実施効果

- コロナ禍における避難所でのトリアージ、ゾーニング方法について周知を図った。
- 市民からの避難所運営についての疑問や改善点等の意見交換を実施。



避難所運営（受付）の様子



防災資機材組み立て訓練の様子



災害時応援協定団体提供の一時避難所の様子

◇洪水ハザードマップの改訂を実施

背景

- 県が想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域等を指定したことに伴い、本市の浸水想定区域も変更となった。
- 災害対策基本法改正に伴い、避難情報等（警戒レベル）が変更となった。

実施状況

- 7月に改訂を完了。
- 市報へ改訂の概要を掲載し、全戸配布を行った。

実施内容

- 避難情報等（警戒レベル）の基準変更
- マイタイムラインの追加
- 感染症対策に考慮した文言の追記
- ペットに関する記載の追記

今後

- 外国語版ハザードマップ作成中
- WEBハザードマップ改修中（多言語版）



昨年度までの経緯・背景

- 令和2年度は総合防災訓練、避難所開設・運営訓練は未実施

実施内容・今年度の実施状況

①市職員避難所開設・運営訓練（8月4日、5日）

1 目的

災害時に市民の方が安心して避難所に避難できるよう、新型コロナウイルスなどの感染症を踏まえた、避難所の開設・運営に従事する市職員の知識及び技術の向上を目的とした職員訓練を実施した。

2 対象者

各課等から選出された避難所運営職員 129名

②自主防災組織役員避難所開設・運営訓練（9月15日、16日）

1 目的

避難所の開設、運営に御協力いただく自主防災組織などの役員の皆様の知識及び技能の習得を目的とした訓練を実施した。

2 対象者

自主防災組織から選出された役員 33名

③感染症等を踏まえた避難所開設・運営訓練（10月3日）

1 目的

台風等の災害や新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応など、昨今の社会状況等を踏まえた訓練を行った。

2 対象者

市職員24名、行政区、自主防災組織役員、29名



◇まるごとまちごとハザードマップ整備事業【川島町】

背景

- 町外避難を推進するにあたり、洪水ハザードマップの更なる普及浸透、住民等の水害に対する危機意識の醸成、避難行動の促進を図る必要がある。
- 浸水深について、イメージがしづらく、防災に興味がない人でも、水害の危険性を認識する必要がある。

実施状況・効果

- 町内各所に浸水想定看板を設置
- 対象施設： 防災行政無線子局（28箇所）
公共施設（23箇所）予定を含む
町内協力民間施設（14箇所）予定を含む

内容

- 令和2年度事業
 - ・ 防災行政無線子局に設置
 - ・ 公共施設に設置
- 令和3年度事業
 - ・ 町内協力民間施設と公共施設に調整
 - ・ 町内協力民間施設と公共施設に設置



町施設の設置状況

ハザードマップ及びマイ・タイムライン地域説明会【取組26】川島町

◇ハザードマップ及びマイ・タイムライン地域説明会【川島町】

背景

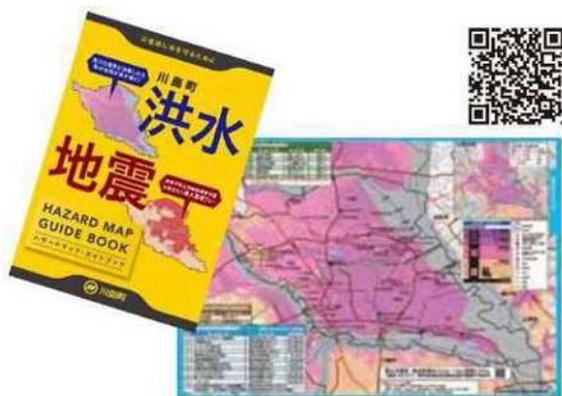
- 洪水ハザードマップについては、作成・配布だけでは、認識率が4割程度とされており、住民の認識、理解が十分とは言い難い状況である。
- 水害時、町外避難を推進しており、逃げ遅れゼロ対策として、ハザードマップ及びマイタイムラインの重要性を周知する必要がある。

実施状況・効果

- 町内の6地区に出向き町民説明会を実施
- 実施日：6月13日（日）、6月20日（日） 場所：各地区小学校 体育館

内容

- 【各地域説明会】約1時間30分程度実施
洪水ハザードマップについて
地震ハザードマップについて
マイ・タイムラインについて
参加住民による質疑応答等を通して、より一層の認識・理解を図った。



洪水・地震ハザードマップ



説明会の様子

- ※表題に取組内容と、対応する「概ね5年で実施する取組」の番号を記入してください。
- ※表題以外については様式自由になりますが、取組の効果（特に、令和元年東日本台風への対応において発揮された効果）がありましたら記載してください。
- ※パワーポイント（横向き）1枚に収まるようにお願いします。

背景

- 令和3年3月、新たに吉見町防災ハザードマップを作成。
- 災害時の適切な避難行動や、日頃からの家庭内での防災対策など、町民の防災意識の向上を目的に開催した。

実施内容・今年度の実施状況

- 町内の各行政区集会所へ町職員が出向き、町民を対象としたハザードマップの説明会を実施。
- 集会所での説明会に参加できなかった町民のため、ハザードマップを説明する動画を作成し、町民会館で上映を行ったほか、吉見町公式Youtubeチャンネル
(https://www.town.yoshimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/bosai/2167.html)でも公開し、周知している。

実施効果（特に令和元年東日本台風にかかわるもの）

- 説明会開催後には、町民から多くの意見や質問が寄せられたことから、町民の防災意識の向上が図れたと考えている。



昨年度までの経緯・背景

- 埼玉県が令和2年5月に公表した「水害リスク情報図」について、その内容が当町の洪水・土砂災害ハザードマップに反映されていない
- なかった。

実施内容・今年度の実施状況

- 「水害リスク情報図」の内容の反映とともに、
- ハザードマップの体裁、記載内容等を見直し、
- 更新・作成した。

実施効果

- 最新の情報に更新され、冊子版となり持ち運び
- びや掲載内容の確認が容易となった。



◇女性を対象とした防災講習会【上里町】

背景

- 防災対策や災害支援は女性の視点を取り入れた対応が求められている。
- 埼玉県管理河川の最新の浸水想定や災害対策基本法の改正に伴う新たな避難情報等を反映した防災ガイド・ハザードマップを作成し、令和3年9月に每户配布した。
- 避難所運営において、感染症対策が不可欠となっている。

実施状況・内容

- 新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、小グループ単位で開催。
- 防災ガイド・ハザードマップの解説と感染防止対策を講じた避難所設営体験。
- 10/19：14名参加 10/29：27名参加 11/4：16名参加 11/8：11名参加

実施効果

- 女性ならではの気づきや行動があることを訴え、防災対策や災害対応にも積極的な参加を呼びかけることができた。
- 防災ガイド・ハザードマップを1ページずつ確認することにより、自宅や地域周辺の災害リスクの認識と防災意識の高揚を図ることができた。
- 避難所での感染防止対策備品の組み立てや使用方法などの実体験により、避難所開設時の支援・協力が期待できる。



講義の様子



避難所備品の組み立ての様子



全自動トイレの使用説明の様子

(10) 浸水実績等の周知【取組30】

宮代町

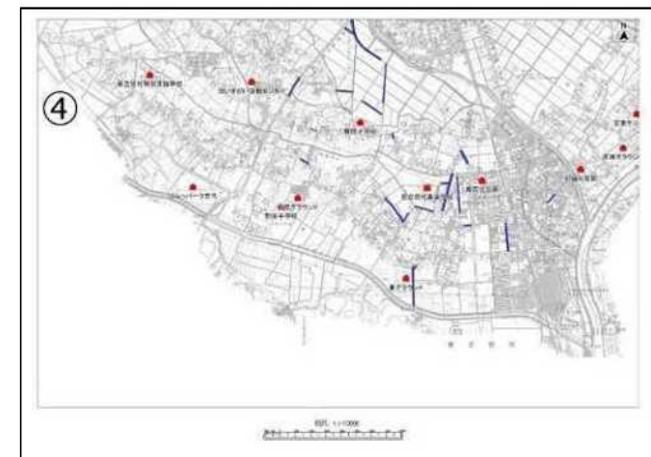
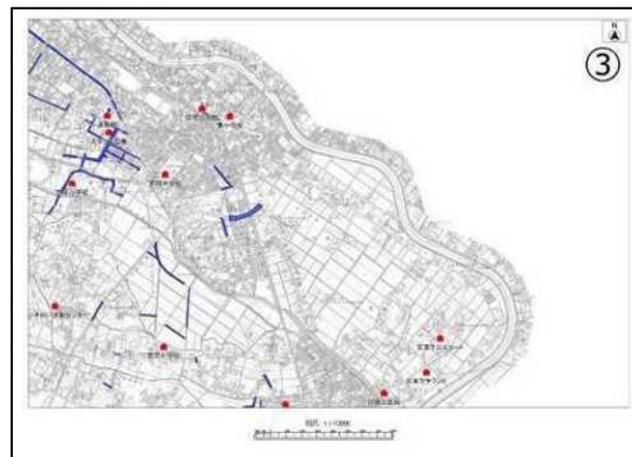
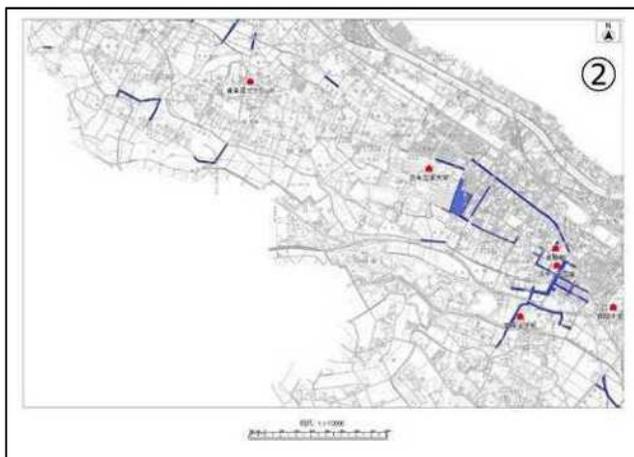
◇町内浸水履歴（平成8年～令和元年） 【宮代町】

実施内容

- 紙ベースで保管していた浸水実績をデータ化し、町ホームページで公開

実施効果

- 町内の浸水しやすい箇所を周知し、災害に対する備えを啓発
- 宮代町ハザードマップと合わせ避難経路作成の補助



(11) 防災教育の促進

【取組 3 4】

杉戸町

昨年度までの経緯・背景

- 国や県において河川が氾濫した場合の浸水想定区域が公表されたことを受けて、利根川、江戸川、荒川、大落古利根川の氾濫による浸水の可能性がある区域を図面に示したほか、指定避難所や災害に対する日頃の備えなどを記載した洪水ハザードマップを作成

実施内容・今年度の実施状況

- 令和3年4月に広報紙と一緒に洪水ハザードマップを全戸配布
- 町内の小中学校に洪水ハザードマップを校内に掲示
- 洪水ハザードマップの活用した防災講座の実施



【利根川上流河川事務所】防災教育の支援（水防学校）【取組34】

令和3年度板倉町水防学校を開催

群馬県板倉町と連携し、小学校4年生を対象に、防災学習を行いました。板倉町職員と備蓄ヤードや災害施設の見学、板倉町消防署員との水のう作り。利根川上流河川事務所による、普段見ることのない災害対策車の説明や、洪水に関する動画視聴、クイズを行いました。

子供達は真剣に説明を聞き、たくさん質問をしていました。令和元年東日本台風（台風第19号）時の、利根川の写真をラミネートし配布した資料にも興味を示していました。

<開催概要>

日時：令和3年10月22日、10月26日9:30～11:30
場所：大高島河川防災ステーション 水防センター
参加者：板倉町立東小学校、西小学校 4年生 109名

目的と成果

■目的

・大規模水害に対する「逃げ遅れゼロ」を目指し、利根川上流域における「防災教育の促進」のための支援を行っています。実際に、河川防災ステーションや災害対策車両を見学したり、マイタイムラインを学習することで、小学生やその家族の防災意識の向上を図ります。

■成果

・水防学校に参加した小学生や学校関係者は、直接、防災施設を見たり、マイタイムラインについて学習することができました。
・配付した資料は、学校内に掲示され、日々目にするすることで、防災意識の向上に繋がります。
・毎年継続して水防学校を開催することで、洪水時における板倉町と利根川上流河川事務所の信頼関係が構築されます。



今回の水防学校の情報を関係市区町で共有し、河川防災ステーション等を活用した、防災教育や防災知識の普及を推進します。



屋内での動画やクイズを使った学習



水のう作り



災害対策車の見学



配付した資料の活用状況



ラミネートして配付した資料

【埼玉県】排水機場の退避基準の明確化【取組55】

背景

東日本大震災において、水門・陸閘等の操作に従事した方が多数犠牲となったことから、現場操作員の安全確保が必要

国通知の作成基準

「河川管理施設の操作規則の作成基準の改定について」
(平成30年4月24日国水環第3号)の第四(2)

施設やその操作環境、周辺堤防の整備状況や水防活動の状況等を勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている要員を退避させることを記載する。

埼玉県の取組

県が管理する18すべての内水排水機場で、令和2年度に退避基準の明確化を完了

- ・「排水先河川の地先地点の計画高水位を上回り、さらに上昇が見込まれる場合」を基本として、ポンプの運転停止水位や一連区間の河川の整備状況、排水樋管の操作規則、避難経路などの周辺環境など要因を加味して退避基準を決めている。
- ・退避の際には、設備の損傷などを防ぐため、必ずポンプを停止してから退避することを明記した。

作成例 九十川排水機場

(操作の方法)

第4条 操作員は、次の各号に定めるところにより、樋門及び機場の操作を行うものとする。

- 三 第5条に基づき操作員が樋門及び機場から退避する場合は、すべての主ポンプを停止する。

(退避の開始)

第5条 所長は、第4条第一号、第二号及び第六号に基づく操作を行っている場合において、現場状況を総合的に勘案して樋門及び機場に止まっていることが危険であると判断し、かつ次の各号の少なくとも一に該当する場合には、操作員に樋門及び機場からの退避を開始するよう指示するものとする。なお、緊急を要する場合には、操作員は所長の指示がなくとも退避を開始できるものとし、その場合は、退避後速やかに、退避した場所、退避中の連絡手段、退避時の樋門及び機場の状況等を所長に連絡するものとする。

- 一 新河原川水位が、A.P.+9.4メートルを上回り、さらに上昇が見込まれるとき。
- 二 現場状況から危険を察知した操作員が、樋門及び機場からの退避を開始したい旨の連絡をしたとき。

(退避の終了)

第6条 所長は、第5条に基づく退避を行っている場合において、次の各号のすべてに該当する場合には、操作員に退避を終了し樋門及び機場の操作を再開するよう指示するものとする。

- 一 現場状況を総合的に勘案して、樋門及び機場に安全に止まっていることができると判断したとき。
- 二 新河原川水位が、A.P.+9.4メートルに低下し、今後上昇するおそれがないと見込まれるとき。

【埼玉県】排水機場の耐水化の検討【取組68】

背景

平成30年7月豪雨等では、排水施設等の電力設備が浸水により機能停止し、機能回復に時間を要したことから、被災地の復旧に影響

国通知 「排水機場の耐水化について」(令和3年5月31日事務連絡)

- 実施の優先順位は、設備が①浸水実績のある箇所②内水の浸水想定で浸水のおそれがある箇所③外水(L1)浸水想定で浸水のおそれのある箇所の順
- 内水及び外水(L1)氾濫でも浸水しない高さとする
- 老朽化対策と併せて実施すべきだが、耐水化を先行することも可能

- 耐水化については国の交付金(施設機能向上事業)の活用が可能
- 交付要件について
 - ①施設機能向上計画の作成
 - ②排水機場の機能向上に資する改良かつ事業費が5千万円以上のもの

埼玉県の取組

- 県では洪水浸水想定区域内にある内水排水機場16施設について、耐水化を検討することとした
- 排水機場の想定浸水深は、河川整備において基本となる降雨(計画規模、L1)とし、浸水ナビなどで各機場の浸水深を調査
- 耐水化は、耐震化が完了した施設から順次設計を進めていく
- そのため、令和3年度に速やかにできる対策として簡易耐水対策を実施

